| 2 |
| --- |
| ハ　ターボ・ジェネレーター<br>ニ　風力発電機関<br>ホ　排気ガス浄化装置付発電機関<br>十五　燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置<br>十六　主機関の運転状態の自動記録装置<br>十七　ビルジ処理装置（油水分離機能及び油の焼却機能を有するものに限る。）又は廃油焚ボイラー<br>十八　汚水処理装置（微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。）<br>十九　海事衛星通信装置<br>二十　自動衝突予防援助装置<br>二十一　造水機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）<br>二十二　給湯機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）<br>二十三　推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）、エア・シール型船尾管軸封装置又は風圧抵抗軽減型船首<br>イ　推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。）<br>ロ　推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）<br>ハ　船尾装着フィン<br>二十四　船首方位制御装置<br>二十五　熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。）<br>二十六　ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー又はコンポジット・ボイラー<br>二十七　荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置<br>二十八　コンテナ船、重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油タンク船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置<br>二十九　燃料油タンクの船外からの注油管の弁の数が五以上の船舶（当該弁の集中配置場所が二以下のものを除く。）にあっては、当該弁の遠隔制御装置<br>三十　ばら積みの液体貨物を輸送する船舶にあっては、当該液体貨物の荷役装置の遠隔制御装置<br>三十一　平成二十七年四月一日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がない船舶にあっては、平成二十七年十月一日以後に建造に着手されたもの。）にあっては、二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約に適合するものとして当該条約の締約国（締約国となることを予定する国を含む。）が承認（当該条約の発効前の承認を含む。）をしたバラスト水処理装置 |

海防法第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶（次の各号に掲げる船舶に限る。）で、同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標の値が次の各号に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じ、当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値（平成二十七年一月一日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、平成二十七年六月三十日以前に建造に着手されたもの。）にあっては、当該二酸化炭素放出抑制指標の値に八十八分の九十三を乗じて算出された値）以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで及び第十五号から第二十号までに掲げる装置及び機器の全てを有している鋼船（同項第二十七号から第三十一号までに規定する船舶にあっては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。）

一　二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省・環境省令第三号。以下「指標基準省令」という。）第一条第一項に規定するタンカー等（次に掲げるものに限り、次号に掲げるものを除く。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

イ　載貨重量トン数（以下この項において「Dw」という。）が二万トン以上のもの

$1{,}072.544Dw^{-0.488}$

ロ　Dwが四千トン以上二万トン未満のもの（旧基準対象船舶を除く。）

$1{,}218.8Dw^{-0.488}\left(0.98-0.1\dfrac{Dw-4{,}000}{16{,}000}\right)$

二　指標基準省令第一条第一項に規定するタンカー等（次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

イ　Dwが二万トン以上のもの　$1{,}072.79Dw^{-0.488}$

ロ　Dwが四千トン以上二万トン未満のもの（旧基準対象船舶を除く。）

$1{,}219Dw^{-0.488}\left(0.98-0.1\dfrac{Dw-4{,}000}{16{,}000}\right)$

三　指標基準省令第一条第二項に規定する液化ガスばら積船（次に掲げるものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

イ　Dwが一万トン以上のもの　$985.6Dw^{-0.456}$

ロ　Dwが二千トン以上一万トン未満のもの（旧基準対象船舶を除く。）

$1{,}120Dw^{-0.456}\left(0.98-0.1\dfrac{Dw-2{,}000}{8{,}000}\right)$

四　指標基準省令第一条第四項に規定するばら積貨物船（次に掲げるものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

イ　Dwが二万トン以上のもの　$846.3752Dw^{-0.477}$

ロ　Dwが一万トン以上二万トン未満のもの（旧基準対象船舶を除く。）

$961.79Dw^{-0.477}\left(0.98-0.1\dfrac{Dw-10{,}000}{10{,}000}\right)$

五　指標基準省令第一条第五項に規定するコンテナ船（次に掲げるものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

イ　Dwが一万五千トン以上のもの　$153.31Dw^{-0.201}$

ロ　Dwが一万トン以上一万五千トン未満のもの（旧基準対象船舶を除く。）

$174.22Dw^{-0.201}\left(0.98-0.1\dfrac{Dw-10{,}000}{5{,}000}\right)$

六　指標基準省令第一条第六項に規定する冷凍運搬船（次に掲げるものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

イ　Dwが五千トン以上のもの　$199.7688Dw^{-0.244}$

ロ　Dwが三千トン以上五千トン未満のもの（旧基準対象船舶を除く。）

$227.01Dw^{-0.244}\left(0.98-0.1\dfrac{Dw-3{,}000}{2{,}000}\right)$